

建退共制度について

1 制度のあらまし

建退共制度は、建設業の事業主が独立行政法人勤労者退職金共済機構（建設業退職金共済事業本部）と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、建設現場で働く労働者を被共済者として、その労働者に当機構が交付する共済手帳に労働者が働いた日数に応じ共済証紙を貼り、その労働者が建設業界の中で働くことをやめたときに、当機構が直接労働者に退職金を支払うというものです。

2 契約できる人、加入できる人

契約できる事業主は、総合、専門、職別あるいは元請、下請の別を問わず、専業でも、兼業でも、また、建設業許可の有無に関わらず契約できます。

加入できる従業員は、建設現場で働く方々なら、職種（大工・左官・とび・土工・運転工・現場事務員など）に関わりなく、また、日給・月給に関係なく加入できます。

ただし、役員報酬を受けている方や本社等の事務専用社員、「中小企業退職金共済法」に基づく中小企業退職金共済制度、清酒製造業・林業退職金共済制度に加入している方は加入することができません。

※一人親方も任意組合で加入できます。

一人親方が集まって任意組合を作り、当該機構が規約や技能について認定したとき、その任意組合を事業主とみなし、個々の親方などはその事業主である任意組合に雇われた労働者とみなすことにより、制度を適用することになっています。

3 経営事項審査における加点

公共工事の入札に参加するための経営事項審査において、制度に加入している場合には、15点加点評価されます。

具体的には、決算期間内に共済手帳の更新と証紙購入（元請からの現物交付を含む）実績があることを確認するために、経審の添付書類として、当該機構建退共三重県支部（（一社）三重県建設業協会内）が発行する「建設業退職金共済事業加入・履行証明書」を提出する必要があります。

4 三重県発注工事における取扱

土木工事及び建築工事では、原則、競争参加資格要件として、建退共の加入を求めています。また、三重県公共工事共通仕様書では、受注者は、建退共制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後1ヶ月以内に、発注者に提出することとなっています。

詳細については、該当する工事の発注機関（建設事務所等）へお尋ねください。

5 建設業者の皆さんへ

建退共制度は、上記2に記載したとおり、建設業許可の有無に関わらず加入できる制度となっていますので、上記4に記載した建退共の加入を求める県発注工事においては、請負代金が500万円未満（建築一式工事では1500万円未満）の場合であっても、建退共に加入し、現場で働く労働者分の証紙を購入し、交付していただく必要があります。

働き手不足・高齢化と言われる中、建設現場で実際に働く労働者の待遇を改善して、安心して働ける魅力ある業界にしていくためにも、建退共制度を活用していただきますようお願いいたします。

- 建退共制度の概要：建設業退職金共済事業本部ホームページ

<https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>

- 建退共制度の問い合わせ先：建設業退職金共済事業本部三重県支部

TEL：059-253-6505

- 建退共に係る経営事項審査及び

三重県入札参加資格者名簿に係る問い合わせ先：三重県県土整備部建設業課

TEL：059-224-2660、2723

- 三重県公共工事共通仕様書に係る問い合わせ先：三重県県土整備部技術管理課

TEL：059-224-2918

- 県発注工事に係る問い合わせ先：各発注機関（建設事務所等）